

令和 4 年 3 月 8 日  
総合評価委員会

非常用発電施設整備維持事業の  
DBM(デザインビルドメンテナンス)方式の発注について(案)

令 和 4 年 月 日  
大阪広域水道企業団  
庭 窪 浄 水 場

### 1. 事業概要

庭窪浄水場で発注を予定している「大庭浄水場 非常用発電施設整備維持事業」について、技術的な工夫の余地が大きい事業であるため、工事目的物の品質の向上、ライフサイクルコスト、省エネルギー性、維持管理性、環境への配慮などの観点から、技術提案を求めるDBM方式で工事発注を行う。

※DBM(デザインビルドメンテナンス)方式：設計、施工、及び維持管理業務を一括で発注する方式

### 2. 業務内容

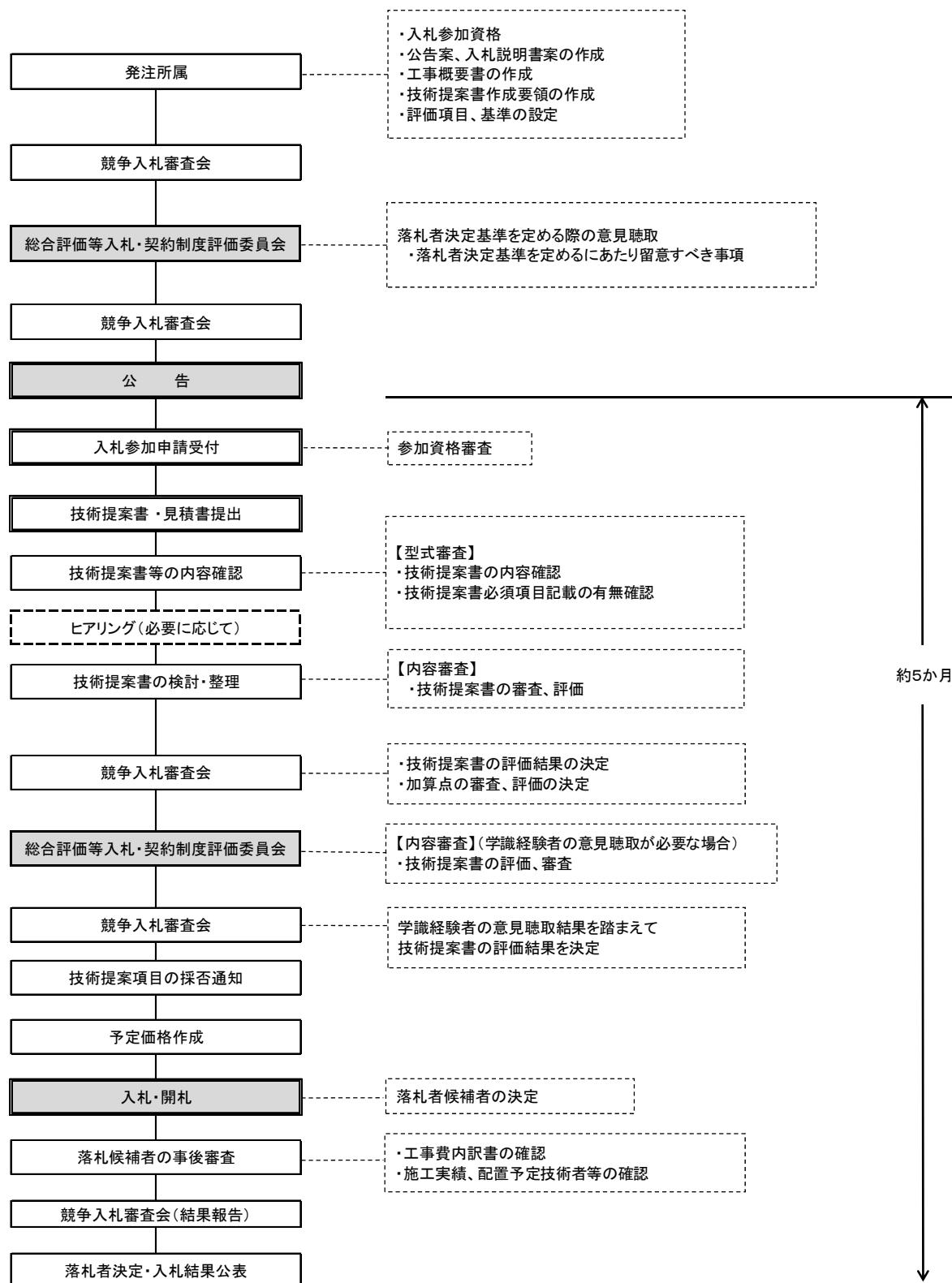
変電所の事故等による商用電源供給停止時においても、大庭浄水場から必要な工業用水の配水を可能とするため、非常用発電施設の整備維持事業を実施するものである。

業務の種別	業 務 内 容
整備工事	非常用発電施設の設計、施工及び施工監理（建屋の建設、既設発電設備及び浄水発生土乾燥機設備等の撤去を含む）
維持管理業務	非常用発電施設の維持管理（点検、補修及び修繕を含む）

#### 事業期間

- ・大庭浄水場 非常用発電施設整備工事 契約締結日～令和 6 年 12 月 13 日まで
- ・大庭浄水場 非常用発電施設維持管理業務 令和 7 年 1 月 4 日～令和 21 年 12 月 28 日

### 3. 手続の流れ



※公告時期は、令和4年4月頃を予定している。

#### 4. 審査・評価

##### (1) 技術提案書等

入札参加者資格を受けた者は、期限までに技術提案書と見積書を提出すること。なお、見積書は入札公告に示す提案限度額を超えて提出したものは失格とする。

##### (2) 技術評価点

入札参加資格を満たす者全てに、基礎点、100点を付与し、(3)の加算点との合計点をもって技術評価点とする。

**技術評価点 = 基礎点(100点) + 加算点**

##### (3) 加算点

評価項目を評価し、下表の範囲で加算点を付与する。

評価項目	評価内容	加算点	
技術提案	<b>【技術提案内容】</b> 企業独自の技術力を活かした提案 ・総合的なライフサイクルコストの低減 ・建築物及びプラント設備全体における効率的な設計 ・工事目的物の性能・機能の向上 ・環境に配慮した機器構成 ・維持管理に配慮した機器配置 ・施工方法、施工管理 など	施工実績と合わせて 50点となるよう設定	
工事成績	① 大阪広域水道企業団発注工事における 優良な工事成績点(※1 ※2) ・85点以上 (過去5カ年度の取得成績)	①～③の 重複申請不可 最大0.3点	0.3点
	② 大阪広域水道企業団発注工事における 優良な工事成績点(※1 ※2) ・80点以上 84点以下 (過去5カ年度の取得成績)		0.2点
	③ 大阪広域水道企業団発注工事における 優良な工事成績点(※1 ※2) ・75点以上 79点以下 (過去5カ年度の取得成績)		0.1点
	④ 大阪広域水道企業団発注工事における 工事成績点による減点 ・70点未満 (過去1カ年度の取得成績)		-1点
施工実績	⑤ 大阪広域水道企業団発注工事における 配置予定技術者の担当工事成績点 (※1 ※3) ・80点以上 (過去5カ年度の取得成績)	⑤、⑥の 重複申請不可 複数名記載時 は全ての成績点 が対象 最大0.2点	0.2点
	⑥ 大阪広域水道企業団発注工事における 配置予定技術者の担当工事成績点 (※1 ※3) ・75点以上 79点以下 (過去5カ年度の取得成績)		0.1点
	⑦ 平成31年度以降の大坂広域水道企業団発注 の漏水修理工事における入札参加実績の有 無 ・実績あり		0.1点
加算点合計(最大)			50点

評価項目、加算点及び評価基準は、工事公告時に添付する入札説明書等で記載する。

※1 各年度毎に1回申請できる。落札候補者とならなければ再申請できる。

また、工事公告の「登録業種」欄に記載される業種が「電気工事」で、かつ、発注金額が2億円以上の工事であることとする。ただし、工事公告等により発注金額が確認できない場合は、契約金額による評価とする。

※2 優良な工事成績点を取得した対象工事であっても、平成23年4月1日以降に大阪広域水道企業団から入札参加停止の措置を受けた場合で、かつ優良な工事成績点を取得した対象工事の検査日が当該入札参加停止措置の期間の末日以前となっているときは、優良な成績点による加算点を付与しない。

※3 配置予定技術者の加点対象とする工事は、上の※1に加えて当該技術者が次の条件のいずれも満足していることとする。

- ・当該工事に監理技術者として従事したものであること。
- ・工場製作等の専任を要しない期間（ただし、発注者と受注者の間で打合せ記録簿等の書面により明確になっているものに限る。）を除き、当該工事に着工から完成まで全期間に従事したものであること。

なお、配置予定技術者を複数候補とする場合、全ての技術者が80点以上の担当工事成績を有している場合は、0.2点の加点対象、全ての技術者が75点以上の担当工事成績を有している場合は、0.1点の加点対象とする。

## 5. 技術提案書の提出者に対する採否の通知

提出された技術提案書により、技術提案に関する要件について確認し、技術提案の採否の審査結果について通知する。

## 6. 予定価格の作成方法

- ①予定価格は、提出された技術提案の審査を行い、最も優れた技術提案を基に企業団が作成する。
- ②予定価格は、「整備工事」、「維持管理業務」の合計価格とする。

## 7. 落札者の決定

落札者の決定については、次の3つの条件を満たす者とする。

- ①「整備工事」、「維持管理業務」の費用がそれぞれの提案限度額以内であるもの
- ②入札価格が予定価格以内であるもの
- ③評価値が最も高いもの

### [評価値の算出方法]

技術提案書の審査の結果、入札参加者に付与した「技術評価点」を入札価格で除した値（評価値）の大小をもって行う。<除算方式>

$$\text{技術評価点} = \text{基礎点(100点)} + \text{加算点(最大50点)}$$

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} / \text{入札価格} \times 100,000,000 \quad (\text{小数点第5位以下切り捨て})$$

$$\text{※入札価格} = (\text{整備工事の費用}) + (\text{維持管理業務の費用})$$

## 8. 総価契約単価合意方式の適用について

契約後、受注者は発注者と協議の上設計業務を行い、総価契約の内訳として単価を合意

しておく「総価契約単価合意方式」を採用する。

## 9. その他留意事項

### (1) 評価内容の履行の担保

#### ①契約書における明記

落札者を決定した場合、落札者決定の際に履行を求めることとした技術提案については、発注者と落札者の責任の分担とその内容を契約上明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について契約上取り決めておくものとする。

#### ②工事成績点の減点について

落札した者の技術提案内容の履行については、発注者、受注者が協議したうえ、確認方法を定める。

受注者の責により、履行できなかった場合は、再度の施工を求めるが、再度の施工が困難な場合は、その程度により工事成績点を減点する。また、契約違反として取り扱う場合がある。

### (2) 中立かつ公正な審査・評価の確保

#### ①学識経験者の意見聴取

中立かつ公正な審査・評価を行う観点から、「大阪広域水道企業団総合評価等入札・契約制度評価委員会」に諮り、学識経験者から意見聴取する。

### (3) 評価基準及び評価結果等の公表

手続の透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法等については下記のとおりとする。

#### ①入札公告時

入札説明書等において以下の事項を明記する。

- 1) 入札参加要件
- 2) 入札の評価に関する基準
  - ・評価項目
  - ・評価基準
  - ・得点配分
- 3) 落札者の決定方法

#### ②落札者決定時

落札者決定後、大阪広域水道企業団ホームページ等において、以下の事項を公表する。

- 1) 予定価格
- 2) 入札参加者名
- 3) 各入札参加者の入札価格
- 4) 各入札参加者の技術評価点
- 5) 各入札参加者の評価値

#### ③技術提案の評価結果に対する質問

評価結果について質問事項がある場合は、入札説明書及び入札公告に定めるところにより、質問することができる。